

2012年日本政府年次報告
「業務災害の場合における給付に関する条約（第121号）」
（2008年6月1日～2012年5月31日）

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告中、「人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）」を別紙1のとおり追加する。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に変更等があった点は以下のとおりである。

〔第4条〕

前回までの報告中、B（i）を以下のとおり改める。

「B（i）55, 895千人

（労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、船員保険法の適用を受ける労働者の2010年度における総計）」

〔第6条〕

前回までの報告中、「5 一手の小指の用を廃したものを」「5 削除」に、「6 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったものを」「6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったものに」、「7 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったものを」「7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったものに」改め、「10 男性の外貌に醜状を残すものを」を削除する。

〔第8条〕

前回までの報告中、疾病の一覧表及び定義の内容を別紙2のとおり改める。

〔第14条〕

前回までの報告中、Aの表の内容を別紙3のとおり改める。

〔第16条〕

前回までの報告中、同条を以下のとおり改める。

「①常時介護

1ヶ月 56, 600円

（介護に要する費用として支出された費用の額が56, 600円を超える場合には、104, 290円を限度として、実際に支出された費用の額）

②随時介護

1ヶ月 28, 300円

（介護に要する費用として支出された費用の額が28, 300円を超える場合には、52, 150円を限度として、実際に支出された費用の額）」

〔第18条〕

前回までの報告中、「18歳未満」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

の間」に改める。

〔第19条〕

前回までの報告中、IのAを以下のとおり改める。

「平均賃金の算定方式は従来の報告のとおりであるが、一時的又は初期的な労働不能に係る給付については、同算定方式により算定した額が3,960円未満の場合には、3,960円を「平均賃金」に代えて用いる。永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る給付及び扶養者の死亡（遺族3人の場合）については同算定方式により算定した額が後述する年齢階層別の最低賃金額に満たない場合、当該最低限度額を「平均賃金」に代えて用い、同様に最高限度額を超える場合、当該最高限度額を「平均賃金」に代えて用いる。

また、第19条3に関しては、年金給付基礎日額に年齢階層別の最高限度額・最低限度額が導入されており、2012年5月31日現在の最高限度額・最低限度額は以下のとおりである。

年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	
最低限度額	4,624円	5,040円	5,661円	6,222円	6,662円	
最高限度額	12,984円	12,984円	13,120円	15,981円	18,541円	
40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
6,941円	6,919円	6,566円	5,770円	4,613円	3,960円	3,960円
21,735円	23,578円	24,608円	23,105円	19,134円	15,282円	12,984円

」

〔第26条〕

前回までの報告中、Aの(b)②、(c)及びBの表を以下のとおり改める。

「A

(b)

②労災リハビリテーション作業所 せき髄損傷者に対し、健康管理を行いながら適切な作業に従事させ自立更正を援助するための施設で、全国に5箇所設置されている。

(c) 我が国においては、障害者の雇用の促進等に関する法律（1960年法律第123号）に基づき、①事業主に対し障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務付ける雇用義務制度、②障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る納付金制度、③障害者の職業生活における自立を図る職業リハビリテーションを、医療・保健福祉・教育等の関係機関との連携のもとに、以下の機関で実施している。（2012年4月1日現在）

①公共職業安定所（全国545カ所）

②障害者職業センター

- ・ 障害者職業総合センター（全国 1 カ所）
 - ・ 広域障害者職業センター（全国 2 カ所）
 - ・ 地域障害者職業センター（全国 47 カ所、5 支所）
- ③障害者就業・生活支援センター（全国 315 カ所）

B 全産業における死傷災害発生状況

年	死傷者数 (労災保険新規受給者数)	死亡者数	度数率(注1)	強度率
2007	552千人	1,357	1.83	0.11
2008	543千人	1,268	1.75	0.10
2009	480千人	1,075	1.62	0.09
2010	515千人	1,195	1.61	0.09
2011	-	2,338 (注3)	1.62	0.11

(注) 2011年3月11日に発生した東日本大震災を直接の原因とする死亡者(1,314人)を含む)

」

【2010年条約勧告適用専門家委員会ダイレトリクエスト】

①2009年関連法案と「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」による外国人研修生の雇用・社会保障の確保

ご指摘の「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「改正入管法」という。）については、2009年の通常国会にて可決・成立し、同年7月15日に公布、翌年7月1日に施行された（別紙4のとおり）。

改正入管法及びこれに伴う法務省令の改正によって外国人研修生・技能実習生の法的保護や法的地位の安定化が図られることとなった。

具体的には、研修に実務研修が含まれる場合には、原則として入国時から新たな在留資格である「技能実習」の在留資格を付与されることにより、一貫して労働基準関連法令等の保護の対象とされ、これら法令の保護の利益を享受できるようになった。

また、技能実習生は原則、入国1年目から雇用契約に基づいて技能等修得活動を行うことを義務付けられる。送り出し機関や受入れ機関による高額な保証金や違約金の徴収は禁止され、技能実習生に対する暴力行為や、パスポートの取上げ、賃金不払い等の重大な人権侵害行為については、不正行為を行った機関への、外国人研修・技能実習生の受入れを認めない期間を3年から5年に延長し、不正なあっせん行為を行った外国人を退去強制できるようにした等、不正行為に対して厳正に対応を行っている。

さらに、監理団体、実習実施機関が技能実習生受入れに際し留意すべき事項を記載した「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を2009年12月に改訂し、技能実習生が適正な技能実習を受けられるよう努めている（別紙5のとおり）。

②外国人研修制度の監督

外国人研修生及び技能実習生について不正行為が認定された2007年から2011年までの間における機関数の推移は以下のとおりである。

不正行為認定機関数の推移

年	2007	2008	2009	2010	2011
機関数	449	452	360	163	184

2011年においては、技能実習生12名に対して10か月間以上時間外労働に係る割増賃金（総額約208万円）を支払っていなかった実習実施機関、あるいは、技能実習生2名に対して22か月間にわたり時間外労働協定に定める限度時間を超えて1か月当たり約90時間の時間外労働を行わせていた実習実施機関など184機関に対して不正行為を認定し、最大5年の間、外国人研修生・技能実習生の新たな受入れを認めない措置を講じたところである。

さらに、全国の労働基準監督機関においては、今後とも、事業主に対する法令の周知徹底を図るほか、積極的に監督指導を実施し、指導に従わない、あるいは、法違反を繰り返すなどの事業場に対しては、送検を行うなど厳正に対応していくこととしている。

なお、2007年から2011年までの間に全国の労働基準監督機関が実習実施機関に対し監督指導を実施した状況及び送検した件数は以下のとおりである。

年	2007	2008	2009	2010	2011
監督指導実施 事業場数	2,633	2,612	2,309	3,145	2,748
違反事業場数	1,907	1,890	1,627	2,328	2,252
送検件数	14	36	30	18	23

なお、科された制裁に関する統計については、我が国では、罪名別に集計しており、外国人研修生・技能実習生を受け入れた事業主に科された制裁の件数を抽出して集計していないため、御指摘の統計情報をお示しすることはできない。

3. 質問Ⅲ

前回までの報告中、以下を追加する。

「船員保険の業務災害給付の運営は、全国健康保険協会が行っている。」

4. IV及びVについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

5. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

○人事院規則 16-4（補償及び福祉事業の実施）

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、補償及び福祉施設の実施に関し次の人事院規則を制定する。

第一章 補償の実施（第一条—第二十条の五）

第二章 福祉事業の実施（第二十一条—第二十六条）

第三章 雑則（第二十七条—第三十六条）

第一章 補償の実施

（療養補償等の請求）

第一条 療養補償（規則一六一〇（職員の災害補償）第二十四条に規定する病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者において行う療養を除く。）、休業補償、障害補償一時金、介護補償、遺族補償一時金又は葬祭補償を受けようとする者は、補償の種類に応じ、療養補償請求書、休業補償請求書、障害補償一時金請求書、介護補償請求書、遺族補償一時金請求書又は葬祭補償請求書を実施機関に提出しなければならない。

2 前項の規定により休業補償請求書、障害補償一時金請求書又は葬祭補償請求書を提出するときは、平均給与額算定書を添付しなければならない。ただし、休業補償に関し第二回目以後の請求書を提出する場合で平均給与額に変更のないときは、この限りでない。

3 第一項の規定により介護補償請求書を提出するときは、常時又は随時介護を要する状態にあることの決定に必要な医師等の証明書又はその写しその他人事院が定める書類を添付しなければならない。ただし、第二回目以後の請求書を提出する場合で介護を要する状態に変更がないときは、当該医師等の証明書又はその写しの添付を省略することができる。

4 第一項の規定により遺族補償一時金請求書を提出するときは、平均給与額算定書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、その提出前に同一の災害に関し遺族補償年金の支給が行われているときは、第一号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 職員の死亡診断書その他職員の死亡の事実を証明する書類又はその写し

二 補償を受けようとする者と職員との続柄に関し市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）が発行する証明書

三 前二号に掲げるもののほか、人事院が定める書類

（療養補償等の補償金額の決定等）

第二条 実施機関は、前条第一項の請求書を受理したときは、これを審査し、補償金額の決定を行い、補償を受けるべき者に書面でその支給に関する通知をしなければならない。

2 障害補償一時金、介護補償、遺族補償一時金及び葬祭補償の支給は前項の通知後速やかに行うものとし、療養の費用及び休業補償の支給は毎月一回以上行うようにするものとする。

(死亡等に係る届出)

第三条 療養補償、休業補償又は介護補償を受けている者が死亡した場合には、その遺族は、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

2 介護補償を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなつた場合には、その事実を明らかにする資料を添えて、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

(傷病補償年金に関する通知)

第四条 実施機関は、職員が補償法第十二条の二第一項に規定する場合に該当することとなつたと認めるときは、当該職員に書面で速やかにその旨を通知しなければならない。傷病補償年金を受けている職員の障害の程度が傷病等級に該当しなくなつたと認めるときも、同様とする。

(傷病補償年金の請求)

第五条 傷病補償年金を受けようとする者は、平均給与額算定書を添えて、傷病補償年金請求書を実施機関に提出しなければならない。

(傷病補償年金の支給決定及び通知)

第六条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、これを審査し、当該補償の支給に関する決定を行い、人事院が定める事項を記載した書面により、補償を受けるべき者に速やかにその支給決定に関する通知をしなければならない。

2 実施機関は、前項の支給決定をするときは、あらかじめ人事院の承認を得なければならない。

(年金証書)

第七条 実施機関は、前条第一項の規定による通知をするときは、補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書を交付しなければならない。

2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項(人事院が定めるものを除く。)を変更する必要があるときは、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付しなければならない。

3 実施機関は、必要があるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第八条 年金証書の交付を受けた者は、当該年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、実施機関に書面で年金証書の再交付を請求することができる。この場合において、年金証書を損傷した者は、当該年金証書を実施機関に提出しなければならない。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第九条 傷病補償年金を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、その喪失の事実を明らかにする資料を提出するとともに、速やかに年金証書を実施機関に返納しなければならない。

(傷病補償年金の支払額)

第十条 補償法第十七条の九第三項の規定により一の支払期月に支払うべき傷病補償年金の額は、当該補償の年額を十二で除して得た額にその支払うべき月数を乗じて得た額によるものとする。

(障害の程度に変更があつた場合の傷病補償年金の請求等)

第十一条 傷病補償年金を受ける権利を有する者が補償法第十二条の二第四項の規定に該当するに至つた場合には、医師の診断書その他実施機関が必要であると認める資料を添えて、傷病補償年金変更請求書を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の請求書を受理したときは、これを審査し、あらかじめ人事院の承認を得て、新たに行うべき傷病補償年金の支給に関する決定を行い、速やかに請求者にその支給決定に関する通知をしなければならない。

(治癒の認定)

第十一条の二 実施機関は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたときは、その治つたことの認定を行い、治癒認定通知書により、当該職員に速やかにその旨を通知しなければならない。

(障害補償年金の請求)

第十一条の三 障害補償年金を受けようとする者は、平均給与額算定書を添えて、障害補償年金請求書を実施機関に提出しなければならない。

(傷病補償年金に関する規定の準用)

第十一条の四 第六条から第十一条までの規定は、障害補償年金について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第十二条の二第四項」とあるのは「第十三条第九項」と、「傷病補償年金変更請求書」とあるのは「障害補償変更請求書」と読み替えるものとする。

(遺族補償年金の請求)

第十二条 遺族補償年金を受けようとする者は、平均給与額算定書及び次に掲げる書類を添えて、遺族補償年金請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、その提出前に同一の災害に関し遺族補償年金の支給が行われているときは、第一号及び第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 職員の死亡診断書その他職員の死亡の事実を証明する書類又はその写し
- 二 遺族補償年金を受ける権利を有する者（以下「遺族補償年金受給権者」という。）及び遺族補償年金受給権者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族と職員との続柄に関し市町村長が発行する証明書
- 三 遺族補償年金受給権者及び遺族補償年金受給権者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡当時その者の収入によつて生計を維持していた事実を証明する書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、人事院が定める書類

(傷病補償年金に関する規定の準用)

第十三条 第六条から第十条までの規定は、遺族補償年金について準用する。

(遺族補償年金の請求等についての代表者)

第十四条 遺族補償年金受給権者が二人以上あるときは、これらの者は、そのうち一人を代表者に選任し、第十二条の規定による請求書の提出及び遺族補償年金の受領を行わせることができる。

2 遺族補償年金受給権者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、実施機関に書面で速やかにその旨を届け出なければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第十五条 補償法第十七条の三第一項の規定により遺族補償年金の支給の停止を申請する者は、行方不明となつた者の所在が一年以上明らかでないことを証明する書類を添えて、遺族補償年金支給停止申請書を実施機関に提出しなければならない。

2 補償法第十七条の三第二項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止解除申請書及び年金証書を実施機関に提出しなければならない。

3 実施機関は、前二項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、申請者に書面で速やかにその旨を通知しなければならない。

(遺族補償年金に係る届出)

第十六条 遺族補償年金受給権者は、次の各号の一に該当することとなつた場合には、その事実を証明する書類を添えて、実施機関に書面で速やかにその旨を届け出なければならない。

一 自己と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族（補償法附則第十八項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の数に増減を生じた場合（補償法第十七条の二第一項第五号に該当するに至つた者が生じたことにより増減を生じた場合を除く。）

二 補償法第十七条第四項第二号に該当するに至つた場合

(年金たる補償の額の改定の通知)

第十七条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額が改定されることとなるときは、当該年金たる補償を受ける者に人事院が定める事項を記載した書面で速やかにその旨を通知しなければならない。

(過誤払による返還金債権への充当の通知)

第十七条の二 実施機関は、補償法第十七条の十一の規定により、年金たる補償の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償の支払金の金額が当該過誤払による返還金債権の金額に充当されたときは、当該補償を受ける者に書面で速やかにその旨を通知するものとする。

(予後補償及び行方不明補償の請求等)

第十八条 船員である職員に係る予後補償又は行方不明補償を受けようとする者は、補償の種類に応じ、予後補償請求書又は行方不明補償請求書を実施機関に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により予後補償請求書を提出するときは、平均給与額算定書を添付しなければならない。
- 3 第一項の規定により行方不明補償請求書を提出するときは、平均給与額算定書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二回目以後の請求書を提出する場合で、平均給与額に変更がないときは平均給与額算定書、行方不明補償を受けようとする者に変更がないときは第一号及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。
 - 一 行方不明補償を受けようとする者と船員である職員（行方不明補償を受けようとする者が規則一六一二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）第八条第三項第三号に該当する者であるときは、婚姻の届出をしていないが、船員である職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者）との続柄に関し市町村長が発行する証明書
 - 二 行方不明補償を受けようとする者が、船員である職員が行方不明となつた当時主としてその者の収入によつて生計を維持していた事実を証明する書類
 - 三 前二号に掲げるもののほか、人事院が定める書類
- 4 第二条の規定は、予後補償及び行方不明補償について準用する。この場合において、同条第二項中「障害補償一時金、介護補償、遺族補償一時金及び葬祭補償」とあるのは「予後補償」と、「療養の費用及び休業補償」とあるのは「行方不明補償」と読み替えるものとする。

（障害補償年金差額一時金の請求）

第十九条 障害補償年金差額一時金の支給を受けようとする者は、平均給与額算定書及び次に掲げる書類を添えて、障害補償年金差額一時金請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、その提出前に他の補償の請求に関し既に提出されている書類については、その添付を省略することができる。

- 一 死亡した障害補償年金を受ける権利を有する者（以下「障害補償年金受給権者」という。）の死亡診断書その他その者の死亡を証明する書類又はその写し
- 二 障害補償年金差額一時金を受ける権利を有する者と死亡した障害補償年金受給権者の続柄に関し市町村長が発行する証明書
- 三 障害補償年金差額一時金を受ける権利を有する者が補償法附則第六項第一号に掲げる遺族である場合にあつては、死亡した障害補償年金受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、人事院が定める書類

（障害補償年金前払一時金の請求）

第二十条 障害補償年金前払一時金の支給を受けようとする者は、障害補償年金前払一時金請求書を実施機関に提出しなければならない。

（遺族補償年金前払一時金の請求）

第二十条の二 遺族補償年金前払一時金の支給を受けようとする者は、遺族補償年金前払

一時金請求書を実施機関に提出しなければならない。

(障害補償年金差額一時金等の補償金額の決定等)

第二十条の三 実施機関は、前三条の請求書を受理したときは、これを審査し、補償金額の決定を行い、請求者に書面でその支給に関する通知をするとともに、速やかに補償を行わなければならない。

(障害補償年金等の支給停止終了の通知)

第二十条の四 実施機関は、規則一六一〇第三十三条の六の規定による障害補償年金の支給の停止又は補償法附則第二十項若しくは同規則第三十三条の十の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了したときは、速やかにこれに係る障害補償年金受給権者又は遺族補償年金受給権者にその旨を通知しなければならない。

(未支給の補償の請求)

第二十条の五 未支給の補償を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、未支給の補償請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、その提出前に他の補償の請求に関し既に提出されている書類については、その添付を省略することができる。

- 一 死亡した受給権者の死亡診断書その他その者の死亡を証明する書類又はその写し
- 二 未支給の補償を受ける権利を有する者と死亡した受給権者（遺族補償年金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金前払一時金に係る未支給の補償については、それぞれ当該補償に係る死亡した職員）との続柄に関し市町村長が発行する証明書
- 三 未支給の補償を受ける権利を有する者が死亡した受給権者（障害補償年金差額一時金に係る未支給の補償については、当該障害補償年金差額一時金に係る死亡した職員）の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことの証明に関する書類（遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金に係る未支給の補償については、それぞれ未支給の補償を受ける権利を有する者が当該補償に係る死亡した職員の死亡当時その者の収入によつて生計を維持していた事実を証明する書類）

四 前三号に掲げるもののほか、人事院が定める書類

2 第二十条の三の規定は、未支給の補償について準用する。

第二章 福祉事業の実施

(福祉事業の申請等)

第二十一条 外科後処置、補装具、リハビリテーション、アフターケア又はホームヘルプサービスを受けようとする者は、福祉事業申請書を実施機関に提出しなければならない。この場合において、外科後処置、リハビリテーション又はアフターケアを受けようとする者は、その申請書に人事院が定める書類を添付しなければならない。

2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る福祉事業をするかどうかを決定し、申請者に書面で速やかにその決定に関する通知をしなければならない。

第二十二条 外科後処置、リハビリテーション又はアフターケアの費用の支給を受けようとする者は、前条第一項の申請書のほか、福祉事業の種類に応じ、外科後処置費用支給

申請書、リハビリテーション費用支給申請書又はアフターケア費用支給申請書を実施機関に提出しなければならない。

第二十二條の二 規則一六一三（災害を受けた職員の福祉事業）第十條の規定による旅行費の支給を受けようとする者は、旅行費支給申請書を実施機関に提出しなければならない。

第二十二條の三 実施機関は、第二十二條又は前條の申請書を受理したときは、これを審査し、支払金額の決定を行い、申請者に書面で速やかにその決定に関する通知をしなければならない。

第二十二條の四 ホームヘルプサービスの費用の支給を受けようとする者は、第二十一條第一項の申請書のほか、ホームヘルプサービス費用支給申請書を実施機関に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、毎月その月の十日までにその前月分について提出するものとする。
- 3 実施機関は、第一項の申請書を受理したときは、これを審査し、支払金額の決定を行い、申請者に書面で速やかにその決定に関する通知をしなければならない。

第二十二條の五 ホームヘルプサービスを受けている者は、ホームヘルプサービスを受けるための要件を欠くに至つた場合には、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

第二十二條の六 休業援護金の支給、傷病特別支給金の支給、障害特別支給金の支給、遺族特別支給金の支給、障害特別援護金の支給、遺族特別援護金の支給、一時金たる障害特別給付金の支給、一時金たる遺族特別給付金の支給又は障害差額特別給付金の支給を受けようとする者は、福祉事業の種類に応じ、休業援護金支給申請書、傷病特別支給金支給申請書、障害特別支給金支給申請書、遺族特別支給金支給申請書、障害特別援護金支給申請書、遺族特別援護金支給申請書、一時金たる障害特別給付金支給申請書、一時金たる遺族特別給付金支給申請書又は障害差額特別給付金支給申請書を実施機関に提出しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る福祉事業をするかどうか及びこれをする場合の支払金額について決定し、申請者に書面で速やかにその決定に関する通知をしなければならない。

第二十二條の七 遺族特別支給金の支給を受けることができる者（遺族補償年金受給権者に限る。）が二人以上あるときは、これらの者は、そのうち一人を代表者に選任し、前條第一項の規定による申請書の提出及び遺族特別支給金の受領を行わせることができる。

- 2 遺族特別支給金の支給を受けることができる者は、前項の規定により代表者を選任したときは、実施機関に書面で速やかにその旨を届け出なければならない。

第二十二條の八 前條の規定は、遺族特別援護金の支給について準用する。この場合において、同條中「遺族特別支給金」とあるのは、「遺族特別援護金」と読み替えるものと

する。

第二十二條の九 奨学援護金の支給又は就労保育援護金の支給を受けようとする者は、その種類に応じ、人事院が定める書類を添えて、奨学援護金支給申請書又は就労保育援護金支給申請書を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る福祉事業をするかどうか及びこれをする場合の支給に関する決定を行い、申請者に書面で速やかにその決定に関する通知をしなければならない。

第二十二條の十 奨学援護金の支給又は就労保育援護金の支給を受けている者は、これらの福祉事業の支給の要件を欠くに至った場合又はその支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実を証明する書類を添えて、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

第二十三條 実施機関は、奨学援護金又は就労保育援護金の支給額が改定されることとなるときは、これらの福祉事業の支給を受けている者に書面で速やかにその旨を通知しなければならない。

第二十三條の二 傷病特別給付金の支給、年金たる障害特別給付金の支給又は年金たる遺族特別給付金の支給を受けようとする者は、その種類に応じ、傷病特別給付金支給申請書、年金たる障害特別給付金支給申請書又は年金たる遺族特別給付金支給申請書を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る福祉事業をするかどうか及びこれをする場合の支給に関する決定を行い、人事院が定める事項を記載した書面により、申請者に速やかにその決定に関する通知をしなければならない。

3 実施機関は、前項の決定をするときは、あらかじめ人事院の承認を得なければならない。

第二十三條の三 実施機関は、傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金又は年金たる遺族特別給付金（以下「年金たる特別給付金」という。）の額が改定されることとなるときは、当該年金たる特別給付金を受ける者に人事院が定める事項を記載した書面で速やかにその旨を通知しなければならない。

第二十四條 第十四條の規定は、年金たる遺族特別給付金の支給について準用する。

第二十四條の二 長期家族介護者援護金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、長期家族介護者援護金支給申請書を実施機関に提出しなければならない。ただし、その提出前に補償の請求又は他の福祉事業の申請に関し既に提出されている書類については、その添付を省略することができる。

一 死亡した規則一六一三第十九條の十四第一項に規定する傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者（以下「要介護年金受給権者」という。）の死亡診断書その他その者の死亡の事実を証明する書類又はその写し

二 長期家族介護者援護金の支給を受けることができる者と死亡した要介護年金受給

権者との続柄に関し市町村長が発行する証明書

三 長期家族介護者援護金の支給を受けることができる者が死亡した要介護年金受給権者の死亡当時その者の収入によつて生計を維持していた事実を証明する書類

四 前三号に掲げるもののほか、人事院が定める書類

- 2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、長期家族介護者援護金の支給をするかどうか及びこれをする場合の支払金額について決定し、申請者に書面で速やかにその決定に関する通知をしなければならない。

(金銭給付を内容とする福祉事業の支払方法)

第二十五条 実施機関は、金銭給付を内容とする福祉事業については、次に定めるところにより、その支払をしなければならない。

一 休業援護金は、毎月一回以上支払うようにするものとする。

二 奨学援護金、就労保育援護金及び年金たる特別給付金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、特別の事情があるときは、支払期月でない月に支払うことができる。

三 前二号に掲げる福祉事業以外の金銭給付を内容とする福祉事業に係る支払は、支払金額の決定後速やかに行うものとする。

- 2 前項第二号の規定により一の支払期月に支払うべき年金たる特別給付金の額は、それぞれ当該年金たる特別給付金の額を十二で除して得た額にその支払うべき月数を乗じて得た額によるものとする。

(未支給の福祉事業の申請等)

第二十六条 規則一六一三第十九条の十五の規定による金銭給付を内容とする未支給の福祉事業を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、未支給の福祉事業支給申請書を実施機関に提出しなければならない。ただし、その提出前に補償の請求又は他の福祉事業の申請に関し既に提出されている書類については、その添付を省略することができる。

一 金銭給付を内容とする福祉事業を受けることができた者が死亡したもの（以下「死亡受給権者」という。）の死亡診断書その他その者の死亡を証明する書類又はその写し

二 金銭給付を内容とする未支給の福祉事業を受けることができる者と死亡受給権者（規則一六一三第十九条の十五第二項各号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については、それぞれ当該各号に掲げる給付に係る死亡した職員）との続柄に関し市町村長が発行する証明書

三 金銭給付を内容とする未支給の福祉事業を受けることができる者が死亡受給権者（規則一六一三第十九条の十五第二項第二号又は第三号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については、それぞれ当該各号に掲げる給付に係る死亡した職員）の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことの証明に関する書類（同項第一号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については、金銭給付を内容とする未支給の福祉事業を受けることができる者が同号に掲げる給付に係る死亡した職員の死亡当時その者の収入によつて生計を維持していた事実を証明する書類）

四 前三号に掲げるもののほか、人事院が定める書類

- 2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る福祉事業を

するかどうか及びこれをする場合の支払金額について決定し、申請者に書面でその決定に関する通知をするとともに、速やかに福祉事業を行わなければならない。

第三章 雑則

(第三者から損害賠償を受けた場合の届出)

第二十七条 被災職員又はその遺族は、公務上の災害又は通勤による災害が第三者の行為によつて生じた場合において、当該第三者から損害賠償を受けたときは、人事院が定める事項を記載した書面により、実施機関に速やかにその旨を届け出なければならない。

(官署の長等の助力及び証明)

第二十八条 補償を受けるべき者が事故その他の理由により補償の請求に必要な手続を行うことが困難であるときは、職員の勤務する官署若しくは特定独立行政法人の事務所の長又は補償事務主任者は、これに助力しなければならない。

- 2 職員の勤務する官署若しくは特定独立行政法人の事務所の長又は補償事務主任者は、補償を受けるべき者の要求に応じ、速やかに必要な証明をしなければならない。
- 3 前二項の規定は、外科後処置その他の福祉事業を受けようとする者に対する助力及び証明について準用する。

(記録簿)

第二十九条 実施機関は、災害補償記録簿、傷病補償年金記録簿、障害補償年金記録簿、遺族補償年金記録簿、福祉事業記録簿、傷病特別給付金記録簿、年金たる障害特別給付金記録簿、年金たる遺族特別給付金記録簿及び医療機関等設置・指定記録簿を備え、必要な事項を記入しなければならない。

(人事院への報告)

第三十条 実施機関は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度における補償の実施状況及び福祉事業の実施状況を、災害補償報告書、福祉事業報告書及び特別給付金支給報告書により、人事院に報告しなければならない。

- 2 実施機関は、年金たる補償を受ける権利を有する者の当該年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、速やかに人事院に報告しなければならない。
 - 一 年金たる補償の種類及び年金証書の番号
 - 二 権利が消滅した者の氏名
 - 三 権利が消滅した年月日
 - 四 権利が消滅した事由

(書類の保存)

第三十一条 補償及び福祉事業の実施に関する書類は、その完結の日の属する年度の翌年度の四月一日（同日以外の日を起算日とすることが当該書類の適切な管理に資すると認められる場合には、当該完結の日から一年以内の日）から五年間保存しなければならない。

(定期報告等)

第三十二条 毎年二月一日において、二年以上にわたって療養補償を受けている者及び障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有している者は、毎年一回、二月一日から同月末日までの間に、療養の現状報告書、障害の現状報告書又は遺族の現状報告書により、療養の現状、障害の現状又は遺族補償年金受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族（補償法附則第十八項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の現状に関し、実施機関に報告しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

第三十三条 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者は、同日後一月以内に、療養の現状報告書により、療養の現状に関し、実施機関に報告しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する者から、必要の都度、同項の報告を求めることができる。

第三十四条 毎年四月一日において、奨学援護金の支給又は就労保育援護金の支給を受けている者は、毎年一回、四月一日から同月末日までの間に、人事院が定める書類を添えて、奨学援護金の支給に係る現状報告書又は就労保育援護金の支給に係る現状報告書により、奨学援護金の支給対象となる在学者等の現状、就労保育援護金の支給対象となる保育児の現状等に関し、実施機関に報告しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(他の法令による給付に関する届出)

第三十五条 休業補償、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける者は、当該補償の事由と同一の事由について規則一六一〇第四十一条第一項に規定する他の法令による年金たる給付が支給されることとなつた場合、その給付の額が変更された場合又はその支給を受けられなくなつた場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

(請求書の様式等)

第三十六条 この規則に規定する請求書、平均給与額算定書、年金証書、治癒認定通知書、申請書、記録簿及び報告書の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。

- 一 業務上の負傷に起因する疾病
- 二 物理的因子による次に掲げる疾病
 - 1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
 - 2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
 - 3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
 - 4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
 - 5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害
 - 6 高压室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病
 - 7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
 - 8 暑熱な場所における業務による熱中症
 - 9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
 - 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
 - 11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
 - 12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
 - 13 1 から 12 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
- 三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病
 - 1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
 - 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
 - 3 さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害
 - 4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
 - 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病
- 四 化学物質等による次に掲げる疾病
 - 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
 - 2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
 - 3 すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
 - 4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
 - 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
 - 6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
 - 7 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
 - 8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
 - 9 1 から 8 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
- 五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和三十五

年法律第三十号) に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則 (昭和三十五年労働省令第六号) 第一条各号に掲げる疾病

- 六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病
 - 1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
 - 2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
 - 3 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
 - 4 屋外における業務による恙虫病
 - 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
- 七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病
 - 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
 - 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
 - 3 四一アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
 - 4 四一ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
 - 5 ビス (クロロメチル) エーテルにさらされる業務による肺がん
 - 6 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
 - 7 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
 - 8 ベンゼンにさらされる業務による白血病
 - 9 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん
 - 10 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
 - 11 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
 - 12 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
 - 13 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
 - 14 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
 - 15 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
 - 16 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
 - 17 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
 - 18 1 から 17 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病
- 八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止 (心臓性突然死を含む。) 若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病
- 九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病
- 十一 その他業務に起因することの明らかな疾病

障害等級	給付の内容	身体障害
第一級	当該障害の存する期間一年につき給付基礎日額の三十三日分	一 両眼が失明したもの 二 そしやく及び言語の機能を廃したのもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 削除 六 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 七 両上肢の用を全廃したのもの 八 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 九 両下肢の用を全廃したのもの
第二級	同二七七日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 二の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級	同二四五日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能を廃したのもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失つたもの
第四級	同二一三日分	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 両手の手指の全部の用を廃したのもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの
第五級	同一八四日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 一の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

		<p>一の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>二 一上肢を腕関節以上で失ったもの</p> <p>三 一下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>四 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>五 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>六 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第六級	同一五六日分	<p>一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>三の二 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>四 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>七 一手の五の手指又は親指及び示指を含み四の手指を失つたもの</p>
第七級	同一三一日分	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>二の二 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 削除</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失つたもの</p> <p>七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</p>

		<p>八 一足をリスフラン関節以上で失つたもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一一 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>一二 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>一三 両側のこう丸を失つたもの</p>
第八級	給付基礎日額の五〇三日分	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの</p> <p>二 せき柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失つたもの</p> <p>四 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>一〇 一足の足指の全部を失つたもの</p>
第九級	同三九一日分	<p>一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</p> <p>三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>六の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>六の三 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>七 一耳の聴力を全く失つたもの</p> <p>七の二 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当</p>

		<p>な程度に制限されるもの</p> <p>七の三 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>八 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</p> <p>九 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</p> <p>一一 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>一一の二 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>一二 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第一〇級	同三〇二日分	<p>一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>一の二 正面視で複視を残すもの</p> <p>二 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>三 十四齒以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>三の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>四 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>五 削除</p> <p>六 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>八 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</p> <p>九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第一一級	同二二三日分	<p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>三の二 十齒以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>三の三 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度</p>

		<p>になつたもの</p> <p>四 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>五 せき柱に変形を残すもの</p> <p>六 一手の示指、中指又は環指を失つたもの</p> <p>七 削除</p> <p>八 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>九 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第一二級	同一五六日分	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に変形を残すもの</p> <p>八の二 一手の小指を失つたもの</p> <p>九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの</p> <p>一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</p> <p>一二 局部にがん固な神経症状を残すもの</p> <p>一三 削除</p> <p>一四 外貌に醜状を残すもの</p>
第一三級	同一〇一日分	<p>一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの</p> <p>二の二 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>三の二 五歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p>

		<p>三の三 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>四 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>五 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>六 削除</p> <p>七 削除</p> <p>八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</p> <p>一〇 一足の第二の足指の用を廃したものの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p>
第一四級	同五六日分	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 三齒以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>二の二 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>三 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>四 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 削除</p> <p>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p>

備考

1. 視力の測定は万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきよう正視力について測定する。
2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

改正入管法（抄）

第2条の2 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（技能実習の在留資格にあつては、別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に掲げる第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとする。

2 在留資格は、別表第1の上欄（技能実習の在留資格にあつては、2の表の技能実習の項の下欄に掲げる第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第2の上欄に掲げるとおりとし、別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 略

別表第1（第2条の2、第20条第2項）

2

在留資格	本邦において行うことができる活動
技能実習	<p>1 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識（以下「技能等」という。）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。）</p> <p>ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>2 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）</p>

○ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（上陸基準省令）

活動	基準
(略)	(略)
法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動	<p>1 5 実習実施機関が、申請人が雇用契約に基づいて技能等の修得活動を開始する前に、その事業に関する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること</p> <p>(略)</p>
法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動	<p>(略)</p> <p>1 2 監理団体又は実習実施機関が、申請人が技能等の修得活動を開始する前に、実習実施機関の事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること</p> <p>(略)</p>

○ 出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令（変更基準省令）

第1条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第20条の2第2項の基準（技能実習の在留資格（法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号イに係るものに限る。以下「技能実習第2号イ」という。）への変更に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(略)

1 0 実習実施機関が、申請人が技能等の修得活動を開始する前に、その事業に関する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

第2条 法第20条の2第2項の基準（技能実習の在留資格（法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号ロに係るものに限る。以下「技能実習第2号ロ」という。）への変更に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(略)

1 1 監理団体又は実習実施機関が、申請人が技能等の修得活動を開始する前に、実習実施機関の事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

技能実習生の入国・在留管理に関する指針（抄）

第2の3の（3）

⑧ 労働関係法令の遵守

実習実施機関が責任を持って適正な技能実習を雇用契約に基づいて実施するに当たっては、労働関係法令を遵守することが特に必要です。労働関係法令に違反した場合は処罰の対象となることがありますし、また、後述の労働関係法令違反に係る不正行為認定等の対象となります。

（略）

第2の3

（8）事故等への備え

監理団体又は実習実施機関は、申請人が雇用契約に基づいて技能等の修得活動を開始する前に、その事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置が義務付けられています（上陸基準省令「技能実習1号ロ」第12号ほか）

実習実施機関は労働者災害補償保険法における暫定任意適用事業に該当する場合を除き労働者災害補償保険への加入が強制適用されますから、既に成立届を提出している場合を除いて、その事業が開始された日から10日以内に関係機関（労働基準監督署又は公共職業安定所）に成立届を提出しなければなりません。暫定任意適用事業に該当し今まで労災保険への加入申請をしていなかった場合も、技能実習生を受け入れるに当たっては、実習実施機関等は労働者災害補償保険あるいはこれに類する他の保険に加入することなどにより当該保障措置を講じなければなりません。

また、残念ながら、毎年、不慮の事故や疾病に遭遇する技能実習生が見受けられることから、関係法令に基づき健康保険等に参加することはもちろんのこと、これらの公的保険を補完するものとして民間の傷害保険等に参加することについても、技能実習生の保護に資するものといえます。

なお、監理団体及び実習実施機関は、万一事故が起こった際に的確に対応できるような体制を整える必要があります。